

大阪市福祉局社会福祉法人指導監査事務職員（会計年度任用職員）募集要項

1 募集人数

1名

2 業務内容

- (1) 社会福祉法人が作成する計算書類等の確認
- (2) 社会福祉法人に対する会計等に関する実地指導監査及び質疑応答
- (3) 本市職員に対する社会福祉法人会計等に関する助言
- (4) その他、福祉局総務部総務課（法人監理グループ）が行う事務全般

3 応募資格

次の（１）、（２）、（３）の受験資格をすべて満たす者がこの試験を受けることができます。

- (1) 会計実務に精通し、法人会計に関する知識及び経験を有する者の内、次のア、イのいずれかに該当する者

ア 日商簿記検定試験１級若しくは２級又は同等以上の資格を有する者

イ 会計実務３年以上の経験があり、アと同等の知識技能を有する者

- (2) 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない者

【地方公務員法第16条（抜粋）】

（欠格条項）

- １．拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ２．当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
- ３．人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- ４．日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※年齢、学歴は問いません。

- (3) ワード、エクセルなどのパソコンの基本操作ができる者

4 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※ 勤務実績に応じて再度任用される場合があります。（2回まで最長3年）

5 勤務条件等

(1) 勤務時間・日数

午前 9 時 15 分から午後 5 時 30 分まで（休憩 45 分）

週 4 日（30 時間）

(2) 休日

ア 日曜日及び土曜日

イ 月曜日から金曜日のうち指定する曜日

ウ 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

エ 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日（ア～ウに掲げる日を除く。）

- ・所属長は、ア～ウにかかわらず、業務の性質その他の事由によりこれにより難しいときは、休日を別に定めることができる。
- ・所属長は、ア～ウにかかわらず、休日に勤務することを命ずる場合には、当該休日を他の日に振り替えるものとする。
- ・前項の規定により休日を他の日に振り替える場合には、あらかじめ、当該休日の前日から当該休日の 6 日前まで及び当該休日の翌日から当該休日の 6 日後までの期間にある日を振り替えるべき休日として指定するものとする。ただし、週あたりの勤務時間が 30 時間を超えないものとする。

(3) 勤務場所

大阪府中央区船場中央 3 丁目 1 番 7－331 号

船場センタービル 7 号館 3 階

大阪府福祉局総務部総務課（法人監理グループ）

ただし、出張を含む。

(4) 報酬等（1 年目）

報酬（月額）※1	165,300 円～227,244 円
期末手当 ※2 （6 月、12 月に支給）	760,380 円～1,045,322 円（6 月、12 月の合計額）
年収見込	2,743,980 円～3,772,250 円

※1 採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

- ・上記の他に通勤手当等が支給されます。

- ・上記報酬等は、令和 7 年 10 月 31 日時点であり、給与改定等により採用時には変更されることがあります。

(5) 休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇に関する規則に基づき付与されます。

年次休暇	付与日数：12 日 付与期間：4 月 1 日（任用日）～3 月 31 日（任期満了日）
特別休暇	【有給】 ・夏季休暇 ・忌引休暇 ・結婚休暇 ・育児参加休暇 ・配偶者分べん休暇 ・産前産後休暇 ・出生サポート休暇 ・災害等による通勤時の出勤困難な場合 等 【無給】 ・生理休暇 ・妊娠障害休暇 ・育児時間休暇 ・ <u>子の看護休暇※1</u> ・ <u>短期介護休暇※1</u> ・ドナー休暇 （※1）別途取得要件あり

その他、育児休業等制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。（別途取得要件あり）

（6）社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険

※健康保険、厚生年金保険については、月額報酬 8.8 万円未満、また学生の場合は加入対象となりません。

（7）服務

- ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
- ・営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

6 選考方法

- （1）筆記（論文）試験
- （2）口述（面接）試験

7 選考日時及び選考会場

- （1）筆記（論文）試験

日時：令和 7 年 12 月 12 日（金）午後 1 時 45 分開始（午後 1 時 30 分集合）（予定）

場所：大阪市中央区船場中央 3 丁目 1 番 7 船場センタービル 7 号館 3 階

大阪市福祉局船場分室（別紙地図参照） 研修室

- （2）口述（面接）試験

論文試験終了後、引き続き実施します。

日時：令和 7 年 12 月 12 日（金）午後 3 時 00 分頃より順次（予定）

場所：大阪市中央区船場中央 3 丁目 1 番 7 船場センタービル 7 号館 3 階

大阪市福祉局船場分室（別紙地図参照） 会議室

※面接試験にかかる再集合時刻については、当日ご案内します。

なお、筆記（論文）試験を受験していない方は面接試験を受験できません。

8 申込方法等

(1) 申込書類

次の書類等を「会計年度任用職員採用申込書等在中」と朱書きした封筒に入れ、郵便等または持参で提出してください。なお郵便等の場合は必ず簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）で申し込んでください。送付された場合に発生した事故については、責任を負いません。また、送付料金不足の場合は受け付けません。

なお、書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

1	福祉局社会福祉法人指導監査事務職員（会計年度任用職員）採用申込書 ※過去3カ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。 ※採用申込書は本市所定の様式に限ります。後掲の申込書配布場所まで受け取りに来ていただくか、大阪市ホームページから取得してください。	1 通
2	申し立て書（本市所定様式）	1 通
3	3応募資格（1）アに該当する場合、資格等を確認できる書類（写）	1 通
4	「受験案内」送付用の定型封筒（長型3号） ※必ず宛先を記載のうえ、320円（特定記録210円を含む）切手を貼付してください。	1 通

(2) 申込方法

・申込期間

令和7年11月1日（土）から令和7年11月27日（木）まで

[持参の場合：令和7年11月27日（木）午後5時00分まで（土、日、祝日を除く）]

[送付の場合：令和7年11月27日（木）必着]

・提出先及び申込書類配布場所

〒541-0055 大阪市中央区船場中央3丁目1番7-331号

船場センタービル7号館3階 大阪市福祉局総務部総務課（法人監理グループ）

（最寄駅）Osaka Metro 御堂筋線「本町」駅／Osaka Metro 堺筋線「堺筋本町」駅

(3) 受験案内の送付

試験の時間、会場等の詳細を記載した受験票等を、令和7年12月3日（水）までにメールにて送付する受験案内により受験者本人あてに通知します。必ず受信できるように、メールの受信設定の確認をお願いします。

なお、令和7年12月3日（水）までに受験案内が届かない場合は、大阪市福祉局総務部総務課（法人監理グループ）（06-6241-6541）へ連絡してください。

9 合格者の決定について

(1) 合格者の決定は、筆記（論文）試験、口述（面接）試験を総合的に判定し、決定します。

※合格基準を定めていますので、一定の基準に達しない場合は、不合格となります。

(2) 結果は、合否に関わらず、本人に文書で通知します。（令和7年12月23日（火）発送予定）

なお、電話等でお問い合わせにはお答えできません。

(3) 合格者は、採用予定者として決定されます。

(4) 採用予定者の採用辞退等で欠員が生じた場合に、その都度、採用予定者を決定します。

(5) 合格後に受験資格がないこと又は申込みの内容に虚偽が認められた場合には、合格を取り消すことがあります。

10 その他

(1) この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。

(2) 受験に際して大阪市が収集した個人情報には職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

11 問合せ先

大阪市福祉局総務部総務課（法人監理グループ）田坂・鶴田

〒541-0055 大阪市中央区船場中央3丁目1番7-331号

船場センタービル7号館3階

電話：06-6241-6541

FAX：06-6241-6604

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあつては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと